

# 医師・看護師・介護職員の大幅増員を 日本医労連増員闘争ニュース

第 219 号  
2015 年 6 月 5 日  
日本医労連  
増員・夜勤改善闘争本部  
TEL: 03-3875-5871

## 第27回障害者・児童福祉労組の 「全国学習交流集会」&「厚生労働省交渉」しました!

5月24日(日)、日本医労連福祉部会として第27回障害者・児童福祉労組の全国学習交流集会を開催しました。集会に合わせ、翌25日(月)には厚生労働省交渉と全国福祉保育労働組合との懇談をいたしました。

**五村先生の講演内容は  
月刊「医療労働」で掲載予定です!**



### ☆学習講演☆

記念講演は、「障害者権利条約と当事者をめぐる状況」と題し、奈良教育大学の玉村公二彦先生を招いて、2014年に日本も批准した障害者の権利に関する国際条約についての講演をしていただきました。

先生は、障害者権利条約を審議する国連の特別委員会に傍聴団の一員として参加されており、障害者権利条約が出来るまでの歴史的背景や委員会での様子を聞かせていただきました。その中で、日本が武力紛争等での障害者の保護で「外国による占領」をアメリカなど他4カ国とともに削除しようとした話は、アメリカ追従の日本の姿勢を思わせるものでした。しかし特別委員会の審議は、2001年12月の国連総会でメキシコ大統領が提案してから異例の早さで審議され2006年8月25日に採択されました。また「審議には当事者を参加させるべきである」との初代議長の見解で、障害をもった方々が審議に参加し、そのために手話通訳の配置や点字の資料配付なども実施されたことが報告されました。

先生は講演の最初に「当事者とは、障害を持った方であり、その周りにいる人たち、その人たちが暮らす国の政府も当事者なのです」と話されたことが印象的で、先生の資料にも「障害のある人は守られる存在ではなく、障害のない人と平等の権利を持っている」と書かれており「私たちが抜きにして、私たちのことを決めないで」と併せ、障害者制度改革に対する基本を学びました。

日本は、2014年1月20日に政府が批准書を国連に寄託し、141カ国目の条約締約国となりました。締約国には2年以内に国連に対して「いかに権利が保障されたか」を定期報告書として報告することが義務づけられており、労働組合としても障害者制度の拡充のため今こそ政府を追及すべきであるとの叱咤激励がありました。



玉村先生が講演時にご紹介しておりました「えほん障害者権利条約」<汐文社>です。とても分かりやすく、障害者権利条約のすばらしさがわかる1冊です。

### ☆参加者交流☆

講演・基調報告の後には、参加者同士で交流を行い、職場の現状や問題などについて話し合いました。児童養護施設で働く組合員からは、忙しい職場の中で職員の負担を減らそうとすることが先行して、利用者のためになっていない、利用者本位のサービスから遠ざかっていると実態を訴えていました。今後も安心して働きやすい環境になる様、今後も要求をしていくと語りました。

## ☆参加者の感想から☆

### 学習講演

・日本では障がい者の権利条約が「絵にかいたもち」になっているなと思いました。利用と現実を結びつけるには現場の私たちが頑張って声を上げていかねばならないと思います。  
・権利条約について難しいと感じましたが、先生のお話で理解できました。子ども達のために問題提起できるくらい学習したいと思いました。  
・先生のわかりやすい講演を聞き、自分が今働いている立ち位置を考えることが出来ました。

### 交流集会について

・児童容疑福祉だけでなく、他の福祉・介護についても[わかったので参考になりました]。  
・各職場の状況を聞き、「考え方」のポイントが少しわかった気がします。  
・各施設の現状がわかりどこも大変な状況であることが分かった(同意見あり)。  
・活発に意見交換が出来て良かったと思います。

### 日本医労連への要望

・他施設、組合の情報が欲しい。  
・年に1回でも厚労省交渉を必ず提起してください!

# 25日 厚生労働省要請&福祉保育労との懇談を実施!

翌25日には、厚生労働省への要請を行い、障害者・児童福祉制度の改善や福祉人材の確保と処遇改善、職場の配置基準の引き上げ等について求めました。

○福祉人材の確保について、厚生労働省は最も重点的に取り組まなければならない分野だとして、地域医療・介護総合確保基金90億円を確保しているとしました。現場の実態に則した対策を講じるために、実態調査を実施してほしいと要望しました。

○人員配置について、参加者からは一人ひとりの子供の個性に対応しきれず、職員だけでなく子供たちにも負担になっていると発言がありました。乳児院・児童養護施設の配置基準は変わりませんが、今年度より「目標水準」の配置に対する費用が担保された事が明らかになりました。

○独立行政法人の介護職が対象外とされている福祉・介護職員処遇改善加算については、「独立行政法人は一定の給与水準が保障されている」と昨年と同じ回答を繰り返しました。根拠としている「一定の給与水準」を示すよう求めました。その場では回答は示されませんでした。今後も追及していきます。



## 児童養護関連施設の適正な人員配置の実現に向け、「目標水準」の実施をただちに求める署名

昨年引き続き、今年もご協力をお願いしていたこの署名ですが、おかげさまで **35 加盟組織** からの **325 筆** を厚労省に提出することが出来ました。ご協力ありがとうございました!

厚労省への提出後も届いておりますのが、届いた分については後目まとめて厚労省に提出する予定です。まだ、提出していない署名が残っていたら、お早めに本部にご送付ください。



## ☆福祉保育労との懇談☆

交渉後、東京蔵前にある全国福祉保育労(福保労)を訪ねし懇談しました。福保労の沢村書記長、山田書記次長(障害分野担当)、太田さん(児童養護部長)3名と日本医労連12名が参加し、①福保労が2013年発行した「福祉はビジョン」を作成したきっかけ②福保労の厚労省要請書項目について③職場の実態を話し合いました。時間がない中でしたが、お互いの職場での状況を話すことができ、最後には福保労から「乳児院施設の組織化が大事。組織化を目的として、互いの垣

根を越えて学習会を持ちたい」と提案いただきました。今後も福保労や他の団体と交流し、福祉職場で働く職員が働きやすい職場をめざします。

